

人的控除	控除種目	主な条件	控除額
	基礎控除	年間の合計所得金額が2,500万円以下の場合	最大 43 万円
	配偶者控除	生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の配偶者がいる場合	33 万円 ※70歳以上の配偶者の場合は38万円
	配偶者特別控除	生計を一にし、合計所得金額が48万円超133万円以下の配偶者がいる場合	3 万円～ 33 万円
	扶養控除	生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の子や親などの扶養親族がいる場合	33 万円～ 45 万円
	障害者控除	本人や生計を一にする配偶者、親族が障害をもっている場合	障害者1人につき 26 万円 ※特別障害者の場合は30万円 ※同居特別障害者の場合は53万円
	寡婦控除	前年の合計所得金額が500万円以下で寡婦(離婚・死別)である場合	26 万円
	ひとり親控除	生活を一にし、総所得金額等が48万円以下の子を有する場合	30 万円
	勤労学生控除	合計所得金額が75万円かつ給与所得以外の所得が10万円以下である勤労学生の場合	26 万円
物的控除	控除種目	主な条件	控除額
	医療費控除	本人や生計を一にする配偶者、親族のために医療費を支払った場合	医療費-(1)、(2)のいずれか少ない金額 ※最大200万円 (1) 総所得金額等の5% (2) 10万円
	生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合	最大7 万円
	地震保険料控除	地震保険契約等に基づく保険料または掛け金を支払った場合	最大2.5 万円
	社会保険料控除	本人や生計を一にする配偶者、親族の負担すべき社会保険料を支払った場合	支払金額
	小規模企業共済等掛金控除	本人が小規模企業共済等掛金を支払った場合	支払金額
	雑損控除	本人や生計を一にする配偶者、親族が災害などによって損失を受けた場合	次の(1)、(2)のいずれか多い金額 (1) 差引損失額 - (総所得金額等×10%) (2) 災害関連支出の金額-5万円
	寄附金税額控除	政令で定める一定の寄附を行った場合	特定寄附金額-約2,000円

※ この一覧は、各控除の概要を掲載しています。各控除の詳細は所得控除詳細説明をご覧ください。
※ 扶養親族とは、納税者と生計を一にする親族のうち合計所得が48万円以下の親族のことです。

基礎控除

納税者本人の合計所得金額に応じて、次のとおり控除が適用されます。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	—

配偶者控除

控除対象配偶者(妻は夫)を有する場合、次のとおり控除が適用されます。

他の人の控除対象配偶者となっている人、青色事業専従者給与を受けている人および白色事業専従者控除の適用を受ける人は、控除の対象になりません。また、納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除の適用はされません。

控除を受ける納税者本人の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者(※1)	老人控除対象配偶者(※2)
900万円 以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	—	—

※1 控除対象配偶者…生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の人。(内縁関係の人は含まない。)

※2 老人控除対象配偶者…控除対象配偶者のうち、12月31日時点で年齢70歳以上の人。ただし、年の途中で死亡した人については死亡日の年齢で判定。

配偶者特別控除

生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族とされる人、青色事業専従者給与の支払を受けている人および白色事業専従者に該当する人を除く。)で控除対象配偶者に該当しない場合は次のとおり合計所得金額の応じて控除が適用されます。ただし、納税者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合および控除対象としようとする配偶者自身が納税者としてこの控除の適用を受けている場合は適用されません。

配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円

配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

扶養控除

扶養親族を有する場合に、次のとおり控除が適用されます。ただし、他の人の扶養親族となっている人、青色事業専従者給与を受けている人や白色事業専従者控除の適用を受ける人は、控除の対象になりません。
年少扶養親族※3が扶養親族になる場合は、年少扶養親族としての申告が必要です。

扶養区分	控除額
一般扶養親族※4 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)	33万円
特定扶養親族※5(19歳以上23歳未満)	45万円
老人扶養親族※6(70歳以上)	38万円
同居老親等扶養親族※7(70歳以上)	45万円

※3 年少扶養親族…扶養親族のうち、16歳未満の人。扶養控除の適用はありません。

※4 一般扶養親族…生計を一にする親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)および児童福祉法の規定により里親に委託された児童および老人福祉法の規定により養護受託者に委託された老人で、合計所得金額が48万円以下の人。

※5 特定扶養親族…扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人。

※6 老人扶養親族…扶養親族のうち、70歳以上の人。

※7 同居老親扶養親族…老人扶養親族のうち、納税者本人または配偶者の直系尊属で、かつ、納税者本人または配偶者のいずれかとの同居を常況としている人。

障害者控除

納税者本人または同一生計配偶者や扶養親族(年少扶養を含む)が障害者に該当する場合に障害の度合いに応じて次のとおり控除が適用されます。

障害区分	控除額
障害者※8	26万円
特別障害者※9	30万円
同居特別障害者※10	53万円

※8 障害者…次のような心身に障害がある人

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
- (2) 児童相談所、精神保健福祉センター、知的障害者更生相談所もしくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた人
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- (4) 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている人
- (5) 戰傷病者手帳の交付を受けている人
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項(認定)の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
- (7) 常に就床を要し複雑な介護を要する人
- (8) 精神や身体に障害のある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が上記(1)、(2)および(4)に掲げる者に準ずるものとして市長等の認定を受けている人

※9 特別障害者…障害者のうち次のような精神または身体に重度の障害がある人。

- (1) 上記8の(1)にあたる人
- (2) 児童相談所、精神保健福祉センター、知的障害者更生相談所もしくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた人

- (3) 上記8の(3)に当たる人のうち、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級である者として記載されている人
 (4) 身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級である人
 (5) 戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が恩給法別表第一号表ノ2に定める特別項症から第3項症までである人
 (6) 上記8の(6)、(7)に当たる人
 (7) 上記8の(8)に掲げる人のうちその障害の程度が(1)、(2)および(4)に掲げる者に準ずるものとして市長等の認定を受けている人
 ※10 同居特別障害者…同一生計配偶者または扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で納税者本人または配偶者もしくは生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人。

寡婦控除・ひとり親控除

納税者本人が寡婦・ひとり親である場合に、次のとおり控除が適用されます。

控除区分	納税者の合計所得	配偶者との関係	扶養状況	控除額
寡婦控除 (女性の場合)	500万円以下	死別・生死不明	子以外の扶養親族あり	26万円
		死別・生死不明	扶養親族なし	26万円
		離婚	子以外の扶養親族あり	26万円
		離婚	扶養親族なし	0円
		死別・離婚・未婚	扶養親族の子あり	30万円

勤労学生控除

学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒または児童や、国、地方公共団体又は私立学校法に規定する学校法人、私立の専修学校または各種学校もしくはこれらに準ずる法人が設置した専修学校または各種学校の生徒等や、職業訓練法人の行う職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練を受ける人で規定の課程を履修した人で、勤労による事業所得、給与所得、退職所得または雑所得(給与所得等)があり、合計所得金額が75万円以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。

控除額
26万円

医療費控除

納税者本人や生計を一にする配偶者や親族のために医療費を支払った場合に次の計算した金額が控除として適用されます。

(医療費控除の明細書の添付が必要、医療費通知の添付でも可、医療費の領収書等は5年間保管が必要)

控除額(上限額200万円)
(医療費の支払総額 - 保険金などで補てんされる金額) - A : 該当年分の総所得金額等の5% B : 10万円 ※ A、Bいずれか少ない方の金額

【セルフメディケーション税制(特定の医薬品購入額の所得控除制度)の場合】

セルフメディケーション税制とは、医療費控除の特例として健康の維持増進および予防への取り組みとして、個人がスイッチOTC医薬品(薬局やドラッグストアなどで購入できる医薬品に転用された医薬品)を購入した際にその購入費用について控除が適用されます。ただし、この控除を受ける場合、通常の医療費控除を受けることはできません。具体的な対象医薬品の一覧は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

控除額(最大88,000円)
スイッチOTC医薬品購入金額 - 12,000円

生命保険料控除

納税者が生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合に、次のとおり控除が適用されます。なお、保険期間が5年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますのでご注意ください。

(1) 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険等)にかかる生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合(各種支払った場合はそれぞれ算出した金額の合計額(最大70,000円))

支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4 + 14,000円
56,000円超	28,000円

(2) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険等)にかかる生命保険料または個人年金保険料を支払った場合(両方支払った場合はそれぞれ算出した金額の合計額(最大70,000円))

支払保険料	控除額
15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2 + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4 + 17,500円
70,000円超	35,000円

(3) 生命保険、個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払った場合

新旧契約それぞれ算出した金額の合計額が控除額となります。(各保険の上限額28,000円、全体の上限額70,000円)

地震保険料控除

納税者本人が特定の損害保険契約等にかかる地震等損害部分の保険料または掛金を支払った場合、次のとおり一定額の控除が適用されます。

(1) 支払った保険料が地震保険料の場合

控除額(最大25,000円)
支払保険料×1/2

(2) 支払った保険料が長期損害保険料※11の場合

支払保険料	控除額
5,000円以下	支払保険料の全額
5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2 + 2,500円
15,000円超	10,000円

(3) 支払った保険料が地震保険料と長期損害保険料の場合

地震保険料、長期損害保険料それぞれ算出した金額の合計額が控除額となります。(最大25,000円)

※11 長期損害保険料…控除の「対象となる長期損害保険料は次のとおりです。

(1) 平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間または共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)

(2) 満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上の契約

(3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

社会保険料控除

納税者本人や生計を一にする配偶者その他の親族が負担するべき社会保険料※12を支払ったり、または給与等から天引きされたりした場合に控除が適用されます。

※12 社会保険料…健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険および介護保険(年金から天引きされる保険料は本人のみ、口座振替の場合は口座名義人のみ)、厚生年金保険、国民年金、農業者年金、雇用保険、共済組合掛金等

控除額

支払金額全額

小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法に基づく掛金または確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金もしくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合に控除が適用されます。(iDeCoもこの対象です。)

控除額

支払金額全額

雑損控除

納税者本人が所有する日常生活に必要な住宅家財(住宅、家具、衣類、現金などの資産)や、生計を一にする配偶者その他の親族で、その年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の人人が所有する資産について、災害、盗難または横領によって損害を受けた場合に、次のとおり控除が適用されます。

控除額(いずれか多い方の金額)

- ① (損失の金額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%)
- ② 損失の金額のうち災害関連支出の金額－50,000円

寄附金税額控除

国や地方公共団体、県共同募金会、日本赤十字社県支部および、県が条例で指定した対象団体等に対し、政令で定める一定の寄附金を支出した場合、寄附金額に応じて控除が適用されます。(ふるさと納税を除く)

控除額

次のいずれか少ない額×10%

A : 寄附金の合計額－2,000円
B : (総所得金額等×30%)－2,000円